

令和8年度
甲種防火管理新規講習（対面型講習）の案内

消防法第8条に基づき同法施行令第3条第1項に規定されている防火管理者として必要な資格を取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会が主催する講習となります。

1 講習の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	受 付	科 目	
				1日目 09:50～16:50	2日目 09:50～15:55
甲 種	令和8年 12月9日(水) 12月10日(木)	諫早文化会館 中ホール (定員120名) 諫早市宇都町9-2	09:20 ～ 09:50	・オリエンテーション ・①防火管理の意義と制度の概要 ・②火気取扱いの基本知識と出火防止対策 ・③施設・設備の維持管理 ・事務連絡等	・④自衛消防 ・⑤防火管理の進め方と消防計画 ・効果測定、修了証交付、事務連絡等

- ① 本講習を受講できない場合は、（一財）日本防火・防災協会が開催する他開催の講習又はオンライン講習を受講してください。
- ② 乙種防火管理の資格を必要とされる方は、本講習を受講していただくか、（一財）日本防火・防災協会又は県央消防本部が開催するオンライン乙種防火管理講習を受講していただく必要があります。
各種講習については、（一財）日本防火・防災協会が主催するもの、当消防本部が主催するものがありますので、それぞれのホームページから確認をお願いします。（甲種又は乙種講習で受講料及び受講期日が異なりますので、乙種防火管理の資格を必要とされる方で、甲種防火管理新規講習を受講される場合はご了承のうえ、受講の申込みを行ってください。）
- ③ 県央消防本部管内（諫早市、大村市、雲仙市（瑞穂町、国見町除く））での新規講習（対面型講習）は年1回のみで開催となります。

【防火対象物の要件】

消防法施行令別表第一に定める防火対象物のうち、特定防火対象物（集会場、遊技場、店舗、旅館・ホテル、病院等、多数の人が出入りする防火対象物及びこれらを含む複合用途防火対象物）にあっては、消防法で定める収容人員が30人以上、その他の防火対象物にあっては50人以上であれば、防火管理者の選任が必要となります。

防火管理者が必要となる防火対象物において、その延べ面積が、特定防火対象物にあっては300㎡以上、その他の防火対象物にあっては500㎡以上（甲種防火対象物という）であれば「甲種」防火管理者が、その他の防火対象物（乙種防火対象物という）にあっては「乙種」防火管理者が必要となります。

なお、甲種防火管理者は甲種・乙種防火対象物の防火管理者になることができます。

※ 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設においては、収容人員が10人以上であれば「甲種」防火管理者が必要となります。（要件の詳細については、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい）

2 受講申込み

- ① 申 込 期 間 令和8年11月5日（木）～11月18日（水）
※ 申込期間内でも定員になり次第締め切りとなりますので、早めの申請を推奨します。
- ② 申 込 み 先 （一財）日本防火・防災協会ホームページからインターネットによる申込み
- ③ 講習料金 8,000円（税込） クレジット決済・コンビニ決済
※ 詳細については、（一財）日本防火・防災協会ホームページをご覧ください。
<https://www.nbouka.com/>

3 講習当日の持ち物

- ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証等） ・筆記用具

問 合 せ

<申込みに関すること>

- （一財）日本防火・防災協会

☎ 03-6263-9903

<防火管理者の資格に関することなど>

- 諫早消防署 〒854-0051 諫早市鷺崎町221-1

☎ 0957-22-0119

- 大村消防署 〒856-0815 大村市森園町34-1

☎ 0957-52-4138

- 小浜消防署 〒854-0514 雲仙市小浜町北本町114-25

☎ 0957-74-3231

講習会場案内図

